

五目集落 人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月日	直近の更新年月日
喜多方市	熱塩加納町五目集落	令和5年3月28日	

1 地域農業の現状

① 農家数	23 戸 (うち集落内 23 戸 うち集落外 0 戸)
② 日本型直接支払の取組	<input checked="" type="checkbox"/> 多面的機能支払(資源向上支払 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払
③ 農用地利用改善団体	有 <input type="checkbox"/> (名称:)
地域内の農地の利用状況	
	田 (ha) 畑 (ha) 計 (ha) 割合
④ 集落・地域内の耕地面積	33.4 5.7 39.1
⑤ アンケート調査等により把握した農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.1 3.5 29.6 75.7%
⑥ 中心経営体の現在の耕作面積の合計(担い手への集積率)	/ / 15.6 39.9%
⑦ 5年後までにリタイア・規模縮小予定の耕作者の耕作面積	1.4 0.0 1.4 3.6%
⑧ 75才以上の農業者の現在の耕作面積	3.3 0.3 3.6 9.2%
ア うち後継者が確保されている耕作者面積	0.8 0.1 0.9 2.2%
イ うち5年後までにリタイア・規模縮小予定の耕作者の耕作面積	0.0 0.0 0.0 0.0%
⑨ 今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	/ / 9.3 23.8%
⑩ ⑨と⑦の面積の差額	/ / 7.9 20.2%
(⑩の差額に関する所見)	
現状の担い手で、5年後までにリタイア・規模縮小予定の耕作者の農地を引き受けることができる。	

2 地域農業の課題

① 担い手の育成・確保について	現在担い手に位置付けている農業者で5年後までのリタイア・規模縮小予定の人の農地の全てを受け負うことは可能であるが、担い手をバックアップする体制整備が必要不可欠である。
② 担い手への農地の集積・集約化について	最優先事項は担い手が営農を継続するだけでなく、規模拡大を図りたいと思えるような体制づくりをすることである。その後、規模縮小及びリタイアを希望している耕作者の農地を担い手の所有農地との所在に照らし合わせながら、分散した農地を解消をする必要がある(各耕作者の意向をくみながら)。
③ 農作業の効率化について	多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用により、担い手の負担は一定程度軽減されている。しかし、各耕作者の農業用機械・施設の老朽化は進んでいる。また、農業用機械・施設の共同利用や農作業の共同化が進展していない。
④ その他地域農業全体について	近年、新型コロナウイルス蔓延の影響もあり、話し合いの場をもうける機会の減少及び参加率の低下が見受けられる。さらに、鳥獣害の増加も悩みの種となっている。

3 (つづき)現状と課題をふまえた今後の地域農業のあり方

③ 農作業の効率化について	対応
<p>< 水稻 >の< 防除 >の作業については、< 中心経営体 >を中心に共同作業を行って効率化を図る。</p>	○
<p>農作業受託組織が基幹的な作業(耕起 代掻き 田植え 稲刈り 乾燥調製 その他())を請け負い、作業の効率化を図る。</p>	
<p>農業機械・施設の共同利用を実施し(共同利用組合等を設立)、過剰投資の抑制と低コスト化・省力化を図る。</p>	○
<p>担い手と担い手以外の農業者等の役割を明確化し、皆で農地を守っていく。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 畦畔管理、草刈、防除など、担い手の規模拡大の支障となる日常的な作業は、<u>担い手以外も担う(貸し手も所有地の維持管理に関与するのが理想)</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地域内の農道、農業用排水路などの<u>管理作業は、担い手と担い手以外の農業者等が共同して地域ぐるみで取り組む</u></p>	○
<p>その他 []</p>	
④ その他地域農業全体についての取組方針	対応
<p>地域ぐるみで共同活動を実施し、農道・用排水路等の維持管理と遊休農地の発生の未然防止を図る。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 多面的機能支払(<input checked="" type="checkbox"/>資源向上支払) <input checked="" type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払</p> <p><input type="checkbox"/> その他 []</p>	○
<p>地域内に再生可能な遊休農地を利活用できる農業者が見つからない場合は、地域ぐるみで農地の保安全管理((耕転や草刈り等)を行うことで遊休農地の解消・発生防止を図る。</p>	○
<p>野生鳥獣による被害を防止するため、侵入経路や目撃・被害発生箇所のマップ化、効果的な防止対策(電気柵、侵入防止柵、檻の設置など)などを実施する。</p>	○
<p>その他 [水田防除]</p> <p>年二回、ドローンを用いて適時的確な病害虫防除を実施する(主にイネカメムシが多発している現場にて活用している)。</p>	○